

改訂素案

飯能市建築物耐震改修促進計画

令和 8 年度～令和 12 年度

飯 能 市

目 次

第1章 総則

1	計画の目的	2
2	計画の位置付け	2
3	計画期間	3
4	対象区域及び対象建築物	3
5	本市の地震履歴	5
6	想定される地震の概要	5

第2章 建築物の耐震化の現状及び目標

1	住宅の耐震化の現状及び目標	7
2	多数の者が利用する建築物等の耐震化の現状及び目標	8

第3章 建築物の耐震化を促進するための施策

1	建築物の耐震化に係る基本的な取組方針	10
2	緊急輸送道路沿道の建築物の耐震化の促進に関する取組	10
3	耐震化に向けた意識啓発及び知識の普及	11
4	耐震化を促進するための環境整備	11
5	耐震化を促進するための支援策	12
6	関連する安全対策	12

第4章 計画を推進するための体制

1	彩の国既存建築物地震対策協議会	15
2	飯能市被災建築物応急危険度判定士ネットワーク	15

資料編	16
-----	----

第1章 総則

1 計画の目的

飯能市建築物耐震改修促進計画（以下「本計画」という。）は、建築物の耐震改修の促進に関する法律（以下「耐震改修促進法」という。）第6条第1項に基づき策定するものです。

本計画は昭和56年5月31日以前に工事着手し、建築された、いわゆる旧耐震基準の既存耐震不適格建築物^{※1}の耐震化を促進することで、地震発生時の被害を軽減することを目的とします。

※1 耐震改修促進法第5条第3項第1号に規定される、地震に対する安全性に係る建築基準法又はこれに基づく命令若しくは条例の規定に適合しない建築物で、建築基準法第3条第2項の規定の適用を受けているもの

2 計画の位置付け

本計画の策定及び施策等の実施に際しては、国の基本方針及び埼玉県建築物耐震改修促進計画（以下「県計画」という。）を踏まえるとともに、「第6次飯能市総合振興計画」及び本市の防災対策の基本となる「飯能市地域防災計画」との整合を図るものとします。

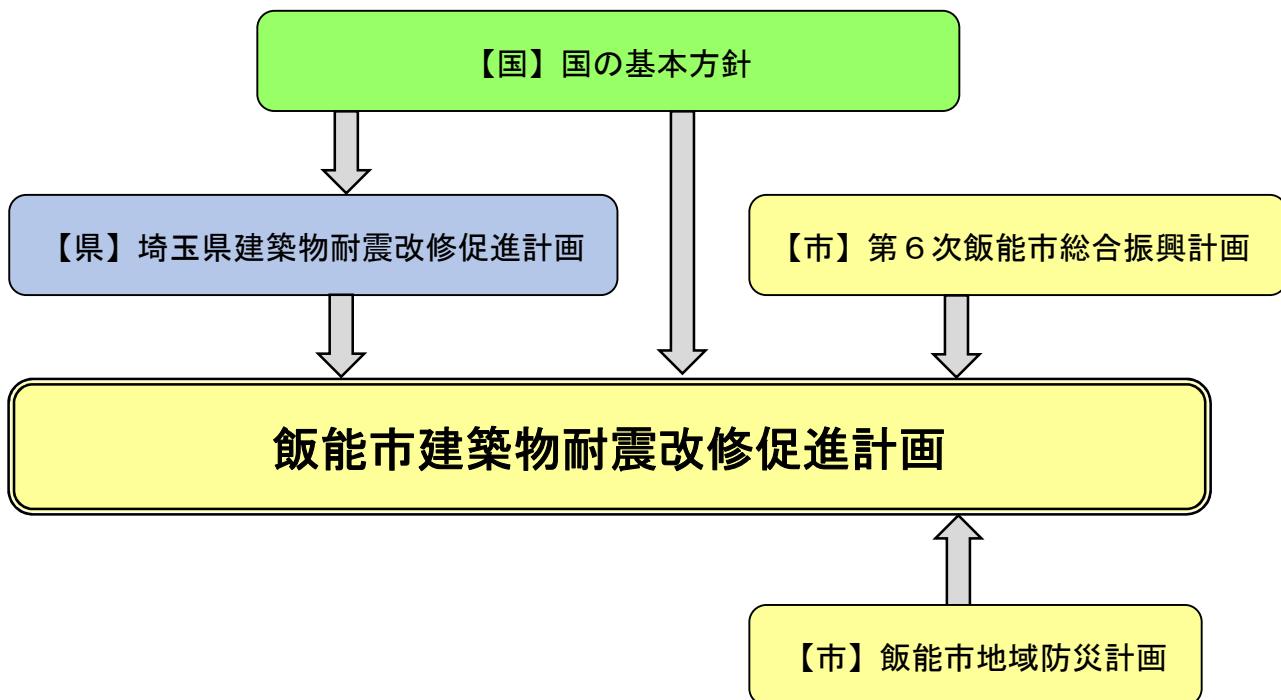


図1-1 計画の位置付け

3 計画期間

本計画の計画期間は、国の基本方針及び県計画との整合を図るため、令和8年度から令和12年度までの5年間とし、既存建築物の耐震化の進捗状況を確認し、必要に応じて計画や目標の見直しを行います。

4 対象区域及び対象建築物

(1) 対象区域

本計画の対象区域は、市内全域とします。

(2) 対象建築物

本計画の対象建築物は、原則として建築基準法（昭和25年法律第201号）に規定する耐震基準（昭和56年6月1日施行）導入前に着工された住宅及び耐震改修促進法第14条第1号及び同法施行令第6条に規定される用途・規模の建築物（以下「多数の者が利用する建築物」という）等とします。（表1-1、1-2）

なお、国及び埼玉県（以下「県」という。）等の所有する建築物については、それぞれの機関で目標及び取組方針が定められるため、原則として本計画の対象とはしません。

表1-1 本計画の対象建築物

種類	内容
住宅	戸建住宅（兼用住宅を含む）、長屋及び共同住宅を含む全ての住宅
多数の者が利用する建築物	耐震改修促進法第14条第1号及び同法施行令第6条に規定される用途・規模の建築物（表1-2参照）
防災拠点等	避難施設及び防災拠点、災害対策本部など災害時に情報収集や活動の場となる建築物
その他	市有建築物のうち、上記「多数の者が利用する建築物」には該当しないものの、一定数の人が利用するなど耐震化が必要な建築物

表1-2 多数の者が利用する建築物一覧（耐震改修促進法第14条第1号及び同法施行令第6条）

用途	規模要件
幼稚園、幼保連携型認定こども園、保育所	階数2以上かつ500m ² 以上
小学校等	小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程若しくは特別支援学校
	階数2以上かつ1,000m ² 以上
老人ホーム、老人短期入所施設、福祉ホームその他これらに類するもの	

老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの	
学校 小学校等以外の学校	
ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設	
病院、診療所	
劇場、観覧場、映画館、演芸場	
集会場、公会堂	
展示場	
卸売市場	
百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗	
ホテル、旅館	
賃貸住宅（共同住宅に限る。）、寄宿舎、下宿	
事務所	
博物館、美術館、図書館	階数 3 以上かつ1,000
遊技場	m ² 以上
公衆浴場	
飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの	
理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗	
工場（危険物の貯蔵所又は処理場の用途に供する建築物を除く。）	
車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合の用に供するもの	
自動車車庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設	
保健所、税務署その他これらに類する公益上必要な建築物	
体育館（一般公共の用に供されるものに限る。）	階数 1 以上かつ 1,000 m ² 以上

5 本市の地震履歴

過去 40 年程の間に発生した、本市付近を震源とする比較的大きな地震は表 1-3 のとおりであり、近年は地震による被害自体はあまり出ていません。

なお、明治以降において、県内で被害の大きかった地震履歴及び県内の活断層についての資料編に示します。

表 1-3 震源が本市付近の地震履歴

発生年月日	震央の位置	震源の深さ (km)	地震の規模 (マグニチュード)
昭和 63 年 9 月 29 日	飯能市北川	16	5.0
昭和 63 年 9 月 30 日	飯能市高山	15	4.5
昭和 63 年 11 月 18 日	飯能市南川	18	3.8
平成 3 年 5 月 30 日	日高市女影	67	4.3
平成 6 年 12 月 19 日	青梅市成木	16	4.4

飯能市地域防災計画(資料編)より

6 想定される地震の概要

地震は、プレートの地震〔関東地震(関東大震災)、十勝沖地震、千葉県東方沖地震など〕と、活断層の地震〔西埼玉地震、兵庫県南部地震(阪神・淡路大震災)、新潟県中越地震など〕の 2 つのタイプに大別されます。

プレート地震は、今後、発生間隔が約 200~300 年とされる関東地震(関東大震災)と同様のマグニチュード 8 クラスの地震と、それらの地震の間に発生するマグニチュード 7 クラスの地震の発生が想定されています。このような地震は局地的に大きな被害を与えるものであり、関東地震(関東大震災)後 100 年以上経過していることを考えると切迫性はかなり高まっています。

一方、活断層の地震は、地下の比較的浅いところの岩盤にプレートの移動による歪みがたまり、限度以上になった時にずれが生じて発生する地震です。活断層による地震は震源域が非常に浅いところで発生すると、兵庫県南部地震(阪神・淡路大震災)のように非常に激しい被害をもたらします。

平成 24・25 年度に県が実施した「埼玉県地震被害想定調査(平成 26 年 3 月公表)」における想定地震は表 1-4 のとおりです。

表 1-4 埼玉県地震被害想定調査における想定地震

想定地震名	マグニチュード	破壊開始点	本市の想定最大震度	地震のタイプ
東京湾北部地震	7.3	—	5強	プレート境界で発生する地震
茨城県南部地震	7.3	—	5強	
相模トラフ沿いのマグニチュード8クラスの地震（元禄型関東地震）	8.2	—	5強	
関東平野北西縁断層帯地震	8.1	北	6弱	活断層で発生する地震
		中央	6弱	
		南	6弱	
立川断層帯地震	7.4	北	6強	
		南	6弱	

これらの地震による本市の建物被害想定においては、立川断層帯地震（破壊開始点：北）の被害が最も大きく、建物の全壊が117棟、半壊が1,027棟となっています。

第2章 建築物の耐震化の現状及び目標

1 住宅の耐震化の現状及び目標

本市における近年の住宅の耐震化率の推移は表2-1のとおりです。

総務省統計局で公表している「住宅・土地統計調査」を基に推計した令和7年3月末までの住宅の耐震化の状況は、住宅総戸数34,729戸のうち耐震性のある住宅が31,779戸で、耐震化率は約92%です。

この推計と国の基本方針や県の目標を踏まえた上で、令和12年度における住宅の目標耐震化率を95%と設定して促進するものとします。

住宅の耐震化率の現状

現状 91.5 % (令和7年3月現在)

住宅の耐震化率の目標

目標値 95 % (令和12年度)

表2-1 住宅の耐震化率の現状及び推移

単位 (戸)

住宅	昭和56年5月までの 旧耐震基準の住宅		昭和56年 6月以降の 新耐震基準 の住宅	耐震性 あり 合計	住宅合計	耐震化率	
	耐震性 なし	耐震性 あり					
	a	b	c	d	e=c+d	f=a+d	g=e/f
平成30年 10月現在 ^{※1}	6,646	3,271	3,375	25,054	28,429	31,700	89.7%
令和5年 10月現在 ^{※1}	6,119	3,158	2,961	27,971	30,932	34,090	90.7%
令和6年 3月現在 ^{※2}	5,931	3,047	2,885	28,480	31,365	34,411	91.1%
令和7年 3月現在 ^{※2}	5,790	2,950	2,840	28,939	31,779	34,729	91.5%

※1 住宅・土地統計調査(総務省)

※2 本市推計値

注) 最新の県計画において用いられる耐震化率等の推計方法が見直されたことに伴い、本市においても同様に推計方法を改めたため、従前に公表した耐震化率等と数値が異なります。

2 多数の者が利用する建築物等の耐震化の現状及び目標

(1) 市有建築物

本市が所有する多数の者が利用する建築物の耐震化率の現状は約 93% となっています。(表 2-2)

市有建築物は、平常時の利用者の安全確保だけでなく、災害時の拠点施設としての機能確保の観点からも耐震性の確保が求められます。このため、市有の多数の者が利用する建築物の令和 12 年度における目標耐震化率は 100% と設定します。

また、多数の者が利用する建築物以外の市有建築物については、「飯能市公共施設等総合管理計画」等との整合を図りながら耐震化を検討します。

多数の者が利用する建築物（市有建築物）の耐震化率の現状
現状 92.9 % (令和 7 年 3 月現在)

多数の者が利用する建築物（市有建築物）の耐震化率の目標
目標値 100 % (令和 12 年度)

表 2-2 多数の者が利用する建築物（市有建築物）の耐震化の現状

単位（棟）

用途分類	昭和 56 年 5 月までの 旧耐震基準の建築物		昭和 56 年 6 月以降の 新耐震基準 の建築物	耐震性 あり 合計	建築物 合計	耐震化率
	耐震性 なし	耐震性 あり				
学校(体育館含む)	34	0	34	17	51	51
病院・診療所	0	0	0	1	1	100%
劇場・集会場等	1	1	0	1	1	50.0%
体育館(一般)	0	0	0	1	1	100%
賃貸住宅等	7	1	6	7	13	14
福祉施設等	2	0	2	6	8	100%
その他一般庁舎	5	4	1	2	3	7
計	49	6	43	35	78	84
						92.9%

令和 7 年 3 月現在

(2) 民間建築物

令和6年度末現在、民間の所有する多数の者が利用する建築物は147棟です。このうち旧耐震基準の建築物で、耐震性がないか不明の建築物が11棟で、耐震化率は約93%となっています。(表2-3)

これらの現状を踏まえ、民間の多数の者が利用する建築物の令和12年度の目標耐震化率を、国及び県の目標に合わせて「おおむね解消」と設定し、県と連携して耐震化の促進に取り組みます。

多数の者が利用する建築物（民間建築物）の耐震化率の現状
現状 92.5% (令和7年3月現在)

多数の者が利用する建築物（民間建築物）の耐震化率の目標
目標 おおむね解消 (令和12年度)

表2-3 多数の者が利用する建築物（民間建築物）の耐震化の現状

単位（棟）

用途分類	昭和56年5月までの 旧耐震基準の建築物		昭和56年 6月以降の 新耐震基準 の建築物	耐震性 あり 合計	建築物 合計	耐震化率	
	耐震性 なし	耐震性 あり					
a	b	c	d	e=c+d	f=a+d	g=e/f	
学校(体育館含む)	2	0	2	20	22	22	100%
病院・診療所	3	1	2	9	11	12	91.7%
集会場等	0	0	0	1	1	1	100%
店舗	3	3	0	7	7	10	70%
ホテル・旅館等	0	0	0	7	7	7	100%
賃貸住宅等	5	4	1	31	32	36	88.9%
社会福祉施設等	1	0	1	16	17	17	100%
その他	11	3	8	31	39	42	92.9%
計	25	11	14	122	136	147	92.5%

令和7年3月現在

第3章 建築物の耐震化を促進するための施策

1 建築物の耐震化に係る基本的な取組方針

住宅及び建築物の耐震化を促進するためには、所有者等が地震防災対策を自らの課題として認識し、主体的に取り組むことが不可欠です。

本市では、所有者等に対し、耐震診断や耐震改修の必要性・重要性についての啓発を行うとともに、耐震性向上を図るための環境整備や負担軽減に資する制度の運用、指導・助言などの必要な施策を講じ、耐震改修等の実施に向けた問題・課題の解消を図ることを基本的な取組方針とします。

2 緊急輸送道路沿道の建築物の耐震化の促進に関する取組

地震等災害発生時の避難・救助をはじめ、物資供給等の応急活動のために、緊急車両の通行を確保すべき重要な路線として緊急輸送道路^{※2}が定められており、本市を通る路線としては表3-1のとおり9路線が県により定められています。

耐震改修促進法第14条第3号及び同法施行令第4条には、地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する上記の道路の通行を妨げ、多数の者の円滑な避難を困難とするおそれがある建築物（以下「通行障害建築物」という。）の所有者は、耐震診断や耐震改修を行うよう努めることが規定されています。

本市は県と連携して、緊急輸送道路沿道の通行障害建築物の耐震化促進に取り組みます。

※2 埼玉県県土整備部道路環境課HPより

耐震改修促進法第5条第3項第2号及び第3号に基づく道路

表3-1 埼玉県緊急輸送道路（本市内通過路線）

種別	路線名 路線番号	区間	道路管理者
第一次特定緊急輸送道路	国道299号	小鹿野町飯田（皆野両神荒川線との交差点）～飯能市中山（299号との交差点）	埼玉県
第一次特定緊急輸送道路	国道299号 バイパス	飯能市中山（299号との交差点）～入間市小谷田（16号との交差点）	埼玉県
第一次緊急輸送道路	飯能寄居線	飯能市双柳（299号との交差点）～毛呂山町毛呂本郷（川越坂戸毛呂山線との交差点）	埼玉県
第二次緊急輸送道路	国道299号	飯能市中山（299号BPとの交差点）～飯能市東町（青梅飯能線との交差点）	埼玉県
第二次緊急輸送道路	青梅飯能線	飯能市飯能（飯能下名栗線との交差点）～飯能市東町（299号との交差点）	埼玉県

第二次緊急輸送道路	青梅秩父線	飯能市下名栗（飯能下名栗線との交差点）～飯能市下名栗	埼玉県
第二次緊急輸送道路	飯能下名栗線	飯能市飯能（青梅飯能線との交差点）～飯能市下名栗（青梅秩父線との交差点）	埼玉県
第二次緊急輸送道路	東飯能停車場線	飯能市東町（299号との交差点）～飯能市東町（馬引き沢飯能線との交差点）	埼玉県
第二次緊急輸送道路	馬引沢飯能線	狭山市根岸（日高狭山線との交差点）～飯能市東町（東飯能停車場線との交差点）	埼玉県

埼玉県県土整備部道路環境課HPより

3 耐震化に向けた意識啓発及び知識の普及

（1）耐震化に関する情報の提供及び出前講座の開催等による啓発

広報紙、リーフレット及びホームページによる情報の提供や出前講座の開催等を通じ、住宅の耐震改修、家具の転倒対策、ブロック塀等の安全対策、耐震シェルターの設置等を啓発するとともに、補助制度等の周知を図ります。

（2）飯能市地震ハザードマップの活用

本市では、地震による建物被害の想定、地震災害に関する情報、予報・警報の伝達方法、避難場所等を地図上に示した「飯能市地震ハザードマップ」を作成し、市民への周知に努めています。

このマップを活用して、地震による揺れやすさや地域の危険度などを市民が理解した上で、主体的に建築物の耐震化等に取り組んでいただけるよう、意識啓発を図ります。

（3）地域住民・自主防災組織等との連携

本市は、「自分たちの地域は自分たちで守る」という基本理念のもと、地域に密着した自主防災組織の活動支援、育成を図っています。

地震時の安全対策や耐震診断・耐震改修に対する意識啓発、耐震診断の必要性の周知などについて自主防災組織等と連携して取り組みます。

4 耐震化を促進するための環境整備

（1）相談窓口の設置

住宅や建築物の所有者等が気軽に耐震診断や耐震改修等についての相談ができるよう窓口を設け、次に掲げる情報を提供します。

- ・耐震診断及び耐震改修と関係法令の概要、支援制度等
- ・自己による簡単な耐震診断方法
- ・住宅リフォーム工事に合わせた耐震診断、耐震改修の必要性
- ・耐震改修の工法や費用等

- ・家具転倒防止等屋内での安全確保の方法
- ・その他の地震対策情報

(2) 無料耐震診断等の実施

本市では、平成27年度から埼玉県建築士会と共に無料耐震相談会を実施しています。引き続き、埼玉県建築士会等と連携して耐震診断を実施し、耐震改修を促進します。

(3) 埼玉県マンション居住支援ネットワークの活用

新耐震基準以前に建築された古いマンションについては、埼玉県マンション居住支援ネットワークとの連携を図り、マンション管理組合、区分所有者等に適切な情報提供及び普及啓発を行いながら、耐震診断・耐震改修に関する相談に対応します。

5 耐震化を促進するための支援策

(1) 支援制度等

ア 木造住宅の耐震診断・耐震改修等に関する補助制度

本市では、平成23年4月に既存木造住宅の耐震診断・耐震改修についての補助制度を創設し、さらに令和3年4月からは木造住宅の解体・除却及びブロック塀等撤去に係る費用の一部助成を開始しました。今後も市民に対して補助制度の利用を積極的に働きかけるとともに、補助制度を通じて耐震化の促進を図ります。

イ 埼玉県建築物耐震改修等事業

民間建築物を対象とした県の補助制度の周知を図ります。

(2) 金融機関による融資制度の周知^{※3}

住宅及び建築物の耐震化には次のような融資制度があり、これらの制度の周知を図ります。

- ・住宅金融支援機構：「リフォーム融資（耐震改修工事）」
- ・県内3金融機関（「埼玉りそな銀行」「武蔵野銀行」「埼玉県信用金庫」）：耐震診断及び耐震改修を対象とした融資制度

※3 多数の者が利用する建築物以外の建築物でも利用できる場合があります。

6 関連する安全対策

(1) 家具の転倒防止対策

建築物の耐震化を促進するだけでなく、地震時の家具等の転倒による圧迫死を防止するため、本市は県と連携して、家具や電化製品の固定を促すためのリーフレットを活用して、市民の防災意識の普及啓発を図ります。

(2) エレベーター等の地震対策

東日本大震災では、本県を含め全国20都道県で合計257件のエレベーターの閉じ込めが発生し、エスカレーターの脱落等も複数確認されました。大地震が発生した場

合、エレベーターの閉じ込めが発生する可能性が高く、救助には長い時間を要します。

本市は県と連携して、エレベーター及びエスカレーターの脱落対策等の地震対策について、定期報告制度を活用し、改修等の指導を行うとともに、エレベーター及びエスカレーターが設置された建築物の所有者等に対し、地震時のリスクなどを周知し、地震対策に努めるよう啓発を行います。

(3) マンションの震災対策

マンションでは、高層階の大きな揺れや水道、ガス、電気等のライフラインの停止、エレベーターの停止による閉じ込め、家具類の転倒などの被害が想定されます。そのため、マンションの居住者や管理組合等で、大地震に備え防災対策に取り組むことが重要となります。

本市は県と連携して、「マンション震災時活動マニュアル作成の手引き」の周知に努め、マンションの防災対策を促進します。

(4) 地震保険の加入率向上

大規模な地震災害発生後の復旧を速やかに図るために、地震保険の活用は大変効果があります。令和6年の地震保険の世帯加入率は、全国平均で約35.4%、県の加入率が約33.7%となっています。

本市は県と連携して、地震保険の保険料及び補償内容の情報提供など、地震保険の加入率向上のための普及啓発に努めます。

(5) 窓ガラス、外壁等の落下防止及び天井の脱落防止対策

地震時の建築物の窓ガラス、外壁タイル、看板等の落下及び天井材等の非構造部材の脱落による危険を防止するため、本市と県は連携して、建築物の所有者（管理者）に対し、落下対象物の調査の実施や、落下防止対策の普及啓発及び改修等の指導を行います。

(6) 建築物の土砂災害対策

地震に伴うがけ崩れ等が発生した場合、建築物への大きな被害が想定されることから、土砂災害対策は重要と考えられます。

本市と県は連携して、適切な役割分担のもと、建築物が土砂災害に対して安全な構造となるよう改修や、移転等の対策実施に向けて取り組みます。

(7) 建築物の大雪対策

平成26年の大雪時には、市内でも多大な被害が発生しました。

本市は県と連携して、法改正や各種制度の通知など、国の動向を注視し、建築物の大雪対策について適切な対応を図ります。

(8) ブロック塀の安全対策

現行の建築基準法等の規定に合わないブロック塀や、劣化したブロック塀は地震時に倒壊しやすく、人命に関わる被害が生じることや、道路を塞ぎ通行に支障をきたすことが考えられます。

本市では、職員による目視点検により市内のブロック塀の安全性を順次確認し、危険性が認められたブロック塀の所有者等に対しては、危険性の周知や補助制度の案内を目的としたポスティングを実施します。

また、県と連携し、緊急輸送道路等沿道に設置されたブロック塀の安全性向上に向けた取組を推進します。

(9) リフォームの機会を捉えた耐震改修

耐震改修だけでは、所有者の改修意欲が高まらない場合が考えられます。そこで、本市は県と連携し、省エネやバリアフリー等のリフォーム改修と合わせた耐震改修に関する情報提供等を行い、所有者の耐震化に対する意欲の向上に努めます。

(10) 段階的な耐震改修

住宅全体の耐震基準を満たすことが必要であるが、所有者の資金不足等により、直ちに耐震基準を満たす耐震改修等を実施することが困難となる場合が考えられます。

そこで、本市は県と連携し、当面の措置として、緊急的に耐震基準を満たさない水準で耐震改修を実施し、資金不足等の課題が解消された後に、住宅全体の耐震基準を満たすよう、段階的な耐震改修の普及に努めます。

(11) 新耐震基準の木造住宅への対応

平成28年4月に発生した熊本地震及び令和6年1月に発生した令和6年能登半島地震においては、新耐震基準の住宅のうち、平成12年5月31日以前に建築されたものについても、倒壊等の被害が確認されました。

このことから、新耐震基準以降の既存耐震不適格建築物に対しても啓発活動を行い、住宅の耐震化に努めます。

(12) 高齢者向けリバースモーゲージ型住宅ローン等の融資制度

高齢者世帯の住宅の耐震化を促進するため、本市は県と連携し、高齢者向けリバースモーゲージ型住宅ローン等の耐震改修に関する融資制度の普及に努めます。

(13) 耐震シェルター等の活用

耐震改修が完了していない旧耐震基準の木造住宅は、地震により倒壊する危険性があるため、生命に関わる被害が生じることが考えられます。

そこで、地震により住宅が倒壊しても安全な空間を確保し、命を守ることができるよう、耐震シェルター等の活用を啓発します。

第4章 計画を推進するための体制

本市は、次の協議会等と連携し、住宅及び建築物の耐震化を促進します。

1 彩の国既存建築物地震対策協議会

本協議会は、県、市町村及び建築関係団体で構成され、会員相互の緊密な連携の下、建築物に係る地震対策の適正かつ円滑な推進を図ることを目的に活動しています。

表 4-1 彩の国既存建築物地震対策協議会会員名簿（会員数 75 団体）

県 埼玉県					
市町村 63 市町村					
さいたま市	川越市	熊谷市	川口市	行田市	秩父市
所沢市	飯能市	加須市	本庄市	東松山市	春日部市
狭山市	羽生市	鴻巣市	深谷市	上尾市	草加市
越谷市	蕨市	戸田市	入間市	朝霞市	志木市
和光市	新座市	桶川市	久喜市	北本市	八潮市
富士見市	三郷市	蓮田市	坂戸市	幸手市	鶴ヶ島市
日高市	吉川市	ふじみ野市	伊奈町	三芳町	毛呂山町
越生町	滑川町	嵐山町	小川町	川島町	吉見町
鳩山町	ときがわ町	横瀬町	皆野町	長瀬町	小鹿野町
東秩父村	美里町	神川町	上里町	寄居町	宮代町
白岡市	杉戸町	松伏町			
建築関係団体 11 団体 (順不同)					
一般社団法人埼玉建築士会		一般社団法人埼玉県建築士事務所協会			
一般財団法人埼玉県建築安全協会		一般社団法人埼玉建築設計監理協会			
一般社団法人埼玉県建設業協会		公益財団法人埼玉県住宅センター			
埼玉土建一般労働組合		建設埼玉			
埼玉県住まいづくり協議会		一般財団法人さいたま住宅検査センター			
一般社団法人日本建築構造技術者協会 関東甲信越支部		埼玉サテライト (JSCA 埼玉)			

令和7年4月1日現在

2 飯能市被災建築物応急危険度判定士ネットワーク

本市では、市内在住の被災建築物応急危険度判定士を中心に構成する「飯能市被災建築物応急危険度判定士ネットワーク」を組織しています。地震発生時には、余震等に伴う建築物の倒壊や部材の落下などによる二次被害を防止し、市民の安全を確保するため、迅速な応急危険度判定の実施が不可欠であることから、同ネットワークがその活動の中核を担うよう、判定体制の整備・充実に継続して取り組みます。

資料編

(地震災害に係る資料)

1 埼玉県における地震被害

埼玉県に影響を及ぼす地震としては、震源が近い、いわゆる直下型地震と、中～長距離に起こる巨大地震とがある。20世紀以降の大きな被害を与えた地震としては、1923年の関東大地震（関東大震災）、1931年の西埼玉地震及び2011年の東北地方太平洋沖地震（東日本大震災）が挙げられる。

表1 埼玉県内で被害の大きかった地震履歴

発生年月日	マグニチュード	震源地域 (地震名)	被害状況
1923.9.1 (大正12)	7.9	関東南部 (関東大地震)	埼玉県の被害は死者316人、負傷者497人、行方不明者95人、家屋全壊9,268軒、半壊7,577軒
1924.1.15 (大正13)	7.3	丹沢山地	関東大地震の余震。神奈川県中南部で被害大。被害家屋の内には関東大地震後の家の修理が十分でないことによるものが多い。
1931.9.21 (昭和6)	6.9	埼玉県北部 (西埼玉地震)	埼玉県の被害は死者11人、負傷者114人、全壊家屋172戸、中北部の荒川、利根川沿いの沖積地に被害が多い。
1968.7.1 (昭和43)	6.1	埼玉県 中部	深さが50kmのため、規模の割に小被害で済んだ。東京で負傷6名、家屋一部損壊50、非住家破損1、栃木で負傷1人
1989.2.19 (平成1)	5.6	茨城県 南西部	熊谷で震度3、茨城県・千葉県で負傷者2人、火災2件。他に塀、壁、車、窓ガラス等破損
2011.3.11 (平成23)	9.0	三陸沖 (東北地方太平洋沖地震)	埼玉県内最大震度6弱（宮代町）、負傷者104名、全壊24棟、半壊194棟、一部破損16,161棟、火災発生12件

出典：埼玉県地域防災計画【資料編】（令和7年5月）

2 埼玉県の活断層

県内の活断層で発生したとみられる地震としては、1931年の西埼玉地震が挙げられるが、地震断層の出現は確認されておらず、どの活断層が活動したかは特定されていない。

政府の地震調査研究推進本部地震調査員会は、発生すると地震の規模が大きく、社会的・経済的影響が大きいと考えられる全国の主要な114の断層帯について震源断層の位置や形状を調査し、その結果を長期評価として公表している。

地震調査研究推進本部が公表した県内の断層帯の評価の概要は次のとおりである。

表2 埼玉県内の断層帯の評価概要

断層帯名	長期評価で予想した地震規模（マグニチュード）	我が国の主な活断層における想定的評価（※） ランク	地震発生確率			平均活動間隔 最新活動時期
			30年以内	50年以内	100年以内	
深谷断層帯	7.9程度	Aランク	ほぼ0% ～0.1%	ほぼ0% ～0.2%	ほぼ0% ～0.5%	10,000年～ 25,000年程度
						約6,200年前以後～ 約5,800年前以前
綾瀬川断層 (鴻巣-伊奈区間)	7.0程度	Zランク	ほぼ0%	ほぼ0%	ほぼ0%	45,000年～ 71,000年程度
						約15,000年前以後～ 約9,000年前以前
綾瀬川断層 (伊奈-川口区間)	7.0程度	Xランク	不明	不明	不明	不明
						不明
立川断層帯	7.4程度	Aランク	0.5%～ 2%	0.8%～ 4%	2%～ 7%	10,000年～ 15,000年程度
						約20,000年前～ 13,000年前
越生断層	6.7程度	Xランク	不明	不明	不明	不明
						不明

出典：埼玉県地域防災計画【資料編】（令和7年5月）

※ 活断層における今後30年以内の地震発生率が3%以上を「Sランク」、0.1～3%を「Aランク」、0.1%未満を「Zランク」、不明（すぐに地震が起きることが否定できない）を「Xランク」と表記している。

飯能市建築物耐震改修促進計画

編集・発行：飯能市 建設部 建築課

住 所：〒357-8501 飯能市大字双柳 1 番地の 1

電 話：042-973-2170 (直通)

E - m a i l : kenchiku@city.hanno.lg.jp